

アプリからの口座開設に関する特約

2025 年 2 月 25 日現在

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、「帯広信用金庫アプリ」(以下「本アプリ」という) から開設した帯広信用金庫(以下「当金庫」という)の普通預金口座に適用される事項を定めます。
- (2) この特約は、次の規定(以下「関連規定」という。)の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。
 - ① 普通預金規定
 - ② 定期性総合口座取引規定
- (3) この特約において使用する語句は、この特約において定義されるもののほかは、普通預金規定および定期性総合口座取引規定に従います。

2. (預金契約の成立)

- (1) 本アプリからの申し込みにより開設された口座は、当金庫が所定の開設手続きを完了した時点で、当金庫とお客さまの間に契約が成立するものとします。なお、開設する口座は0円で契約します。
ただし、転送不要の簡易書留郵便で送付したキャッシュカード等が当金庫に返送された場合は、当金庫はお客さまに通知することなく、口座開設を取り消しできるものとします。

3. (特約の変更等)

- (1) この特約の各条項その他の条件は金融情勢その他諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上